

明治期における棄児・幼弱者¹たちの処遇と救済の実態

大杉 由香

The Situation of relief and treatment related to abandoned children, orphans and children without supporting by relatives after middle of Meiji Era

OSUGI Yuka

【要旨】

日本における近代化は、前近代に存在した社会的相互扶助関係を弛緩させ、家族による自助努力を強要したが、仮にそれが不可能であっても公的扶助に頼ることは困難であった。それは1874年に成立した恤救規則が排貧主義を貫き、救済権も国による救済義務も認めていなかったため、その背後には広範に残っていた農村社会の存在と人々の生活を犠牲にしたうえでの産業化・軍事化の推進があった。

他方で多産多死型の当時の日本社会では、社会的養護の対象として最も注視されたのは家族による養護が難しい子どもたちの存在であった。それ故に近代日本ではキリスト教系団体を中心に私的な施設福祉が孤児院をはじめ、児童救済を軸に展開され始めたが、そこには明治三陸海嘯等の災害、経済不況、日露戦争等が影響していた。ただ施設福祉の多くは大都市近辺に集中する傾向があったため、そのことで遺児等は出身地からこれらの地域へと移動を余儀なくされることとなった。

さらに東京とそれ以外の地方では施設のみならず、児童救済の金額にも大きな差があり、特に東京の場合、棄児養育米給与方（国費）に加算した地方費の手厚さが顕著であった。ところがそれに対し、東京以外の全国では地方費補助が貧弱であったうえ、金額の低い恤救規則による救済が行われることも少なくなく、いわば東京とそれ以外の救済格差は当時の子どもたちから見ても判るほど、歴然としたものであった。

なお、従来の先行研究では、棄児養育米給与方と恤救規則の相違について、さほど注意が払われてこなかったが、前者だけでは最低生活以下の補助とは言え、それでも

¹ 本稿での幼弱者は恤救規則の幼弱適用者のみならず、適用外の極貧児童や孤児等も含む。

後者よりはやや金銭的に優遇されたと見られる一方、後者は成人であっても、児童並の支給に留まったケースが多々あったことが本稿では明らかにされる。

【キーワード】

棄児、孤児、極貧児童、幼弱、孤児院、棄児養育米給与方、恤救規則

【ABSTRACT】

Poor Japanese people in modern times could not almost depend on public assistance system, for example, The Public Assistance for extremely poor not to able to depend on anyone at all enforced in 1874. Because Japanese government denied to give relief to poor people owing to going ahead industrialization and militarization by force in thin public finance and relying on rural society.

At that time, social problems of abandoned children, orphans, poor children without supporting by relatives emerged. Therefore Christian groups made effort to establish welfare facilities for them and their movement had permeated by natural disasters included Meiji Sanriku Tsunami in 1896, Russo-Japanese War and economic depressions and so forth. Though, there were many these facilities in Tokyo or Osaka and orphans and children not able to get support by relatives for disasters were forced to move to Tokyo and so on apart from their residential areas. In addition, there was not only local defined disparity of welfare facilities but also of public monetary relief between Tokyo and other Japan in Meiji Era.

Japanese welfare history research until now were not conscious of difference between The Rule of supplying rice to abandoned children and The Public Assistance for extremely poor not to able to depend on anyone at all. However, Modern Japanese Government discriminated in favor of the former from the view point of national power in the future against the latter overtly.

【Key words】

abandoned children, orphans, extremely poor children without supporting by relatives, orphanages, The Rule of supplying rice to abandoned children
The Public Assistance for extremely poor not to able to depend on anyone at all

問題の所在

2020年以降に世界的に広がったコロナ禍は、日本社会の様々な側面に歪みをもたらしたが、その被害は社会的弱者に降りかかることが少なくなく、特に子どもたちに与えた影響は計り知れない。たとえば、国立成育医療研究センターの調査では、高校生の3割、中学生の24%、小学生の15%に中等度以上のうつが見られ、保護者の29%にも同様の症状が見られたことが明らかになった²。ところが将来の人格形成に関わる問題が顕在化する中、政府はまだ手をこまねいたままである。

さらに2020年に実施された国民1人当たりの10万円給付は、世帯主にまとめて給付されたことにより、実際には子どもの所有にならない、あるいは親の意向で一部のみが子どもに渡ったケースも多かった。2020年8月のジャストイットの調査に基づくと、子どもに定額給付金10万円を渡したケースは48%、そのうち満額を渡したのは7割、全体で見れば33.6%程度に留まっていた³。給付金を渡さなかった理由としては「生活費にしたかった」53%、「家族の貯金にしたかった」48%となっている。これは親が子どもの意向を無視した形で所有権を侵害していること⁴すら意識していない実態を象徴しており、子ども個人の処遇はまさに家族、特に親頼みで、そこには子どもの権利という考え方が希薄な日本社会のあり様が示されている。

実は日本は1994年に子どもの権利条約を締結したが、その後も複数回にわたり国連・子どもの権利委員会から、様々な差別、子どもの意見表明・参加、子どもへの暴力、競争の激しい教育が問題視されている⁵。ちなみに（公社）セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが2019年8月に実施した「子どもの貧困と子どもの権利に関する全国意識調査」（中学生を除く15歳～80歳代、15～17歳2149人、18歳以上【大人】

² 2021年2月16日付「子どもの「コロナうつ」深刻 高校生の3割に症状—成育医療研」、時事ドットコムニュース、<https://www.jiji.com/jc/article?k=2021021600113&g=soc> 2021年2月22日閲覧。

³ 2020年9月15日付 MNワーク&ライフ編集部「子どもに給付金10万円は渡した？いくら渡した？調査結果を発表」、マイナビニュース、<https://news.mynavi.jp/article/20200915-1306009/> 2021年2月22日閲覧。

⁴ この問題については、米国でも早い時期から映画の子役において起きており、有名なケースとしてはジャッキー・クーガン（1914-84）が子役時代に稼いだギャラを両親に蕩尽されてしまったことが挙げられる。その後クーガンは訴訟を起こし、それを契機に1939年に子役が稼いだ収益の一部を子役自身のために残すクーガン法がカリフォルニア州で成立、2000年以降は全額が子役の物として認められた。

⁵ 誰も取り残さないシャプラーニール=市民による海外協力の会「「子どもの権利」専門家に聞きました 今注目すべき、子どもの権利に関する国内・海外の課題 その1」、<https://www.shaplaneer.org/curry2019/02int/> 2021年2月22日閲覧。

27851 人を対象)⁶によれば、子どもの権利条約を知らない子どもは 31%、大人は 42.9%であった。この他に同調査の「日本では子どもの権利は十分に尊重されているでしょうか」の質問に対して、「尊重されている」「ある程度尊重されている」と答えた子どもは 69.7%であったが、大人は 80.8%で、かつ大人の 13.3%は「子どもの権利について考えたことがない」という回答であった。つまりこのアンケート結果では、子どもの大人への不満が明るみに出たと同時に、大人側が子どもにも人権があるといった意識が希薄であることを表している。

しかも興味深いのは、この調査の「子どもにとって大切だと思う権利は何でしょうか」への回答で、子どもでは「生きること・育つこと」(63.5%)が第1位であったのに対し、大人では「親からの暴力やひどい扱いから守られること」(58.6%)が首位を占めたことである。言うなれば、子どもは誰からも幸せを奪われずのびのびと生き育つことを権利と考えるのに対し、大人は目に見える暴力やひどい扱いさえ受けなければとりあえず良いと考えがち傾向が見えるのである。

ただこうした大人の子どもの権利に対する意識の希薄さは、何も今に始まったことではなく、古くは戦前から見られたものであった。第1次世界大戦で多くの児童が無念の死を遂げた西欧では、一般児童の権利が貧困問題とは別に議論されるようになったが、同時期の日本では、貧困や家族問題、災害、将来の軍事力に関わる問題等に付随してのみ、児童問題が取り上げられる傾向があった。確かに大正デモクラシーや西欧の影響も受けて、日本でも 1933 年に児童虐待防止法が成立したものの⁷、包括的な児童福祉法の成立は、貧困対策の救護法成立が優先されたこともあり、戦後まで待たなくてはならなかった。だがそれとて当初は戦災孤児、浮浪児、後には米兵混血児といったある種特殊な状況に置かれた児童を念頭に置き、一般児童の権利までなかなか考えが及ばない状況にあった。そのため 1951 年 5 月に児童憲章があらためて制定され、児童全体の権利が謳われたが、法的拘束力は未だに持っていない。

つまり長期的視点で見て、日本では大人が内発的に一般児童の権利を思慮することは少なく、基本は家庭頼みで、何らかの社会問題と結びついた時のみ、子どもの処遇を問題視する歴史を繰り返してきた訳で、未だにその呪縛から逃れていないのである。したがって現在の問題を考える際に、私たちは近代日本が子どもを社会的にどう扱っ

⁶ <https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/000573081.pdf>、2021 年 2 月 22 日閲覧。

⁷ 戦前に成立した児童関連法の代表的事例としては、この他に 1933 年の少年教護法、1937 年の母子福祉法が挙げられるが、これらの法成立の背景には、不良少年教化の必要性や都市部における親子心中の深刻化があった。

明治期における棄児・幼弱者たちの処遇と救済の実態

てきたのかに注目する必要がある。

なお、1920年代に大都市では方面委員等による戸籍整理が進み、現在の感覚に近い家族の形成が都市下層にまで広がったが、翻って思うに、この時期に家族形成を始めた者たちは19世紀末から20世紀初頭に生まれ、義務教育無料化（1901年）と第1次世界大戦による急激な経済成長の恩恵を被った世代であった。実際に中川清氏の先行研究でも、明治中期の東京では子どもの有業率は5割であったが、日露戦後は15%程度となっており⁸、この時期から子どもは次第に家族の中で稼ぎ手から養護される存在へと変化したと言える。換言すれば、幼少期のこうした経験は、成人男子は将来結婚して家族を形成し、妻子の面倒をきちんと見るのが一人前という感覚の基礎となったであろう。ただセーフティネットが皆無に等しい状況下では、努力して階級を上昇させることのみが自分と家族の身の安全につながるといった発想になり、他者は自分の利害関係の中で接するに過ぎなくなったため、他者への救済意識は希薄になった⁹。これは現在と変わらない思考回路と言えるのではなからうか。つまり現代的な家族形成は1920年代から都市部を中心に本格化し、現在の家族観・児童観の原型も同時期に形成されたものの、実はその元となる発想は明治から大正期に顕在化したのである。今回本稿で明治期を取り上げるのもそれ故である。

他方、この世代の親世代（1870年代から80年代生まれ）は幼少期の有業率を見ても明らかなように、殆どが家族に養護される存在ではなかったし、19世紀末から20世紀にかけて生まれた世代とて、家庭の事情によっては上記の社会的恩恵にあずかれない者たちもいた¹⁰。確かに一世代を経て人々の家族観・児童観には変化があったものの、子どもたちが将来の成長にあたり適切な養護を受けられるか否かは家族次第であったことには変わらず、国家等の公的機関は家族が曲がりなりにも機能して問題が

⁸ 中川清『日本の都市下層』、勁草書房、1985年、p.9。

⁹ その事例は編集復刻版『上毛孤児院関係資料集成』、六花出版、2011年附録DVD『上毛愛隣社 幻灯資料』に所収され、孤児院での教育に使われたと思われる幻灯資料「二人の青年」にも見られる。この話では、A青年は刻苦勉励して海外留学までして官位を極めるのに対し、一時はAと共に学んでいたB青年は悪事に手を染めて逮捕され、貧困に喘ぐことになる。最後はAが立派な馬車で公的機関らしき所に入っていくところを落ちぶれたBが思わず手招きをするシーンで終わっているが、その時AはBを冷たく見つめたまま通り過ぎていくだけとなっている。これは恐らく英国のウィリアム・ホガース（1697-1764）の銅版画で有名な「勤勉と怠惰」に基づく翻案と思われるが、これらは貧困・犯罪の責任を専ら個人の問題とし、落ちぶれた者は救い様がないとしている点が共通している。

¹⁰ こうしたケースとしてよく知られているのは、2020年度後半のNHK連続テレビ小説「おちよん」のモデルとなった上方の女優、浪花千栄子（1907-1973）であろう。彼女が貧困の中で小学校にろくに行かせて貰えず、女中奉公の寸暇で字を覚えようとした話は周知の通りである。

表面化しなければ、子どもの問題に無関心というスタンスを貫き続けたのである。

そのため国がやむをえず最小限度の救済¹¹を一応行ったのは、家族からの養護が期待できない棄児、孤児、極貧児童等であった。これらを対象とした政策が如何なる形で実施されたかは後述するが、一言で言えば、棄児と極貧児童では救済方法が異なり、前者には棄児養育米給与方（1871年、太政官達300号）が適用され、後者には恤救規則（1874年、太政官達162号）が適用されたが¹²、どちらも最低必要限度の栄養を満たすに足りないレベルであったとはいえ、特に後者の支給額は苛烈に抑制された。これは将来の労働力・兵隊養成の視点から、かろうじて社会的養護を棄児には行うものの、貧困救済は子どもといえども容赦しないという国の方針の表れでもあった。

無論、このことは棄児が社会的養護を受ける権利がある存在として、当時の社会で認識されていたことを意味しない。逆に当時の成人たちは棄児に無関心か、軽視・差別し、その感覚は児童救済を民間レベルで行う慈善事業にも悪影響をもたらすことがあった。そこで次章では、棄児を中心とした児童問題が明治期に顕在化した背景と民間対応について考察し、それをふまえつつ、今度は当時の人々が棄児、孤児、極貧児童等に向けた視線について触れたい。そして棄児や孤児、極貧児童であった当事者がある程度の年齢になって自分たちの立場をどう受けとめたのかにも注目する。

1. 明治期の児童問題に対する当時の人々の対応

(1) 棄児等の児童問題が顕在化した背景と民間対応の実態

本稿が何故に明治期の児童問題を取り上げるのか、その社会的意義については既述した通りであるが、今度は学問的意義について多少触れておくことにしたい。まず近代日本の棄児をはじめとする児童問題に関する研究はここ20年位の間に急速に進み、子どもが棄てられた際に行政が如何なる手を打ったのかについては、沢山美果子『近代家族と子育て』、吉川弘文館、2013年等でも実証的に明らかにされている。また後述の各孤児院の史料も整理され¹³、その内情が詳らかになってきているものの、先

¹¹ 実は棄児養育米給与方は、施行当初は15歳未満を対象に年に米7斗（700合）を支給するとしていたが（現実には現金給付）、1873年には救済対象が13歳未満へと引き下げられた（太政官138号布告）。

¹² 孤児をどう扱うかであるが、棄児養育米給与方か恤救規則を適用するかについては、ケースバイケースであったようである。

¹³ 具体的には、細井勇・菊池義昭編『岡山孤児院関係資料集成』全3巻、不二出版、2009年、宇都榮子・細谷啓介編『編集復刻版 上毛孤児院関係資料集成』全5巻+付録DVD、六

明治期における棄児・幼弱者たちの処遇と救済の実態

行研究では、①行政のあり様は如何なる形で民間施設福祉に影響を及ぼしたか②当時の人々が家庭的不幸・災難に見舞われた児童にどのような視線を向けたのか、それと関連して棄児や孤児、極貧児童が如何なる精神的葛藤を抱え、さらに物心が付いて以降、自分たちの境遇にどう向き合ったのか③当時の子どもたちですら理不尽と置いていた救済の地方格差について具体的にどれ位のものであったのか、という視点は強いとは言えなかった（特に③については先行研究が皆無であったと言っても良い）。したがって本稿では本章で①と②を、2章で③を扱う予定であるが、後述のように、当時の成人たちの偏見（養護を求めて転々とする、あるいはさせられる棄児や極貧児童等について、放浪する物乞いと変わらないといった意識等）は、東京等の大都市近辺とそれ以外の地方の救済格差も関係しており、実は②と③は密接な関係にあった。

もっとも遺棄された子どもの存在自体は何も近代特有のものではない。前近代でもこのことは問題視されていたが、沢山氏の諸研究が明らかにしたように、前近代と近代では捨てられた子どもへの扱いは大きく変化した¹⁴。現に前近代では親から捨てられた子どもを捨子と呼称したのに対し、明治以降の公文書・戸籍では棄児と明記されることとなったのである。これは共同体の養護がある程度期待できた前近代の捨子に対し、棄児は近代化によって共同体が弛緩する中で、養護されるべき唯一の「家」から棄てられたことを意味し、かつ物を捨てる感覚に近い意味合いをも含んでいた¹⁵。特に日露戦後位までは、貧困層の中で子どもは養護すべき存在として考えられていなかったこともあり¹⁶、生活の足手まといになると思いきや、棄てられたことは容易に察せられるが、とは言え、経済生活の向上と児童観の変化、さらには日露戦後の財政難で一層強まった救済制限主義によって、長期的には表向き棄児は減少傾向にあった。実際、1886（明治19）年に棄児養育米給与方が適用された棄児は全国（東京を含む）で4790人、恤救規則の幼弱の適用者は4680人であったが、1912（明治45）年には、

花出版、2011～12年、丹野喜久子解説『復刻版 東京孤児院月報』全3巻・別冊1・付録1、不二出版、2003年が挙げられ、本稿の研究も特に後者二つによるところが大きい。

¹⁴ 沢山美果子『江戸の捨て子たち その肖像』、吉川弘文館、2008年、pp.159-160によれば、明治初期東京の『棄児拾揚届』を見ると、江戸後期の捨子のように臍の緒等の象徴的な物や書状が添えられていたケースは少なかった。これは棄てる側が社会変化をつぶさに感じていたことを示している。

¹⁵ 沢山美果子『近代家族と子育て』、吉川弘文館、2013年、p.133。

¹⁶ 著者不詳「府下貧民の真況」（1886年3～6月に『朝野新聞』に連載、中川清編『明治東京下層生活誌』、岩波文庫、1994年、p.24に所収）には「ただしいずれの貧家にも小児七、八才以上となれば、男は（東京）府内の町家に、女は上州辺の機織りに遣わして年金を取るを通常となせば、大抵貧家には七、八才以上の小児居る事まれなり。」とある。

前者が 1307 人、後者 290 人となった¹⁷。ただ後者の減少度合の高さは、前述のように政府の排貧主義が強く出た表れと言えよう。

このように全国統計では長期的に棄児は減少傾向にあったが、現実には特に 1890 年代以降、棄児に限らず、児童問題は社会的に深刻に受けとめられるようになった。第一の理由は度重なる自然災害で、家族を失った児童あるいは家族がいても扶養困難な児童が続出したためで、1891（明治 24）年の濃尾地震、1896（明治 29）年の明治三陸海嘯、1902（明治 35）年および 1905（明治 38）～06 年の東北飢饉はその最たる例であった。そして第二の理由は日露戦争による出征軍人家族への対応が社会的に求められたためである。これらに加え、1890（明治 23）年、1898（明治 31）～1900（明治 33）年、1908（明治 41）年の経済不況で、貧困家庭で養護が不可能になるケースが顕在化したことも第三の理由として挙げられよう。しかし留意すべきなのは、単に貧困故に養育放棄されたのではなく、多くは家族の病や死、時にはその子どもの疾病や障害が直接的原因となっていた点で、社会的養護の対象となった子どもたちの中には、元々は中産階級以上の子女であったものの、家族の死で施設収容されたケースもあった¹⁸。当時の公的医療体制の未熟さも児童問題を深刻化させたのである¹⁹。

だがこうした深刻な社会状況にありながら、政府は児童への特別補助を一切行わず²⁰、実際の救済は府県等に一任するか、民間対応を待つのが常であった。府県の地方

¹⁷ 各年度『日本帝国統計年鑑』による。後述の（図 1）（図 2）も参照のこと。

¹⁸ たとえば、1901 年 12 月の「孤児之友」35 号（前掲『編集復刻版 上毛孤児院関係資料集成』第 1 巻 p. 274 に所収）で紹介された上毛孤児院の新入院児の姉妹（7 歳と 3 歳）は、父親が同志社の卒業生で日本郵船の上海支店員であったが、1898 年に父親がペストで病没、その後日本郵船の同僚が何らかの遺族扶助を受けられるようにしたものの、今度は母親が精神病に罹患して財産を食潰したため、京都在住の母親の妹に預けられた。しかしその叔母も多子のため対応できず、上毛孤児院に送られる結果となったが、記事には「両幼女とも京都言葉の優にやさしく容貌も美はしく八才と四才（筆者注一歳年）の姉妹が手を取り合ふて遊心處などを見れば、良家のお嬢さんとしか思はれぬ程可愛いのである」と書かれている。

¹⁹ やなぎ生『棄児』、日吉堂本店、1911 年は当時の通俗小説であるが、上層中流のホワイトカラーが妻の結核の発病と転地療養、死によって、高利貸に追われる羽目になっただけでなく、男児を遺棄する結果となったことが描かれている。ただこの子どもに関しては、取り上げた産婆に拾って貰うように示し合わせ、結局その産婆は子どもの産めない海軍中将の妻と計らい、あなたもその妻が男児を産んだかのように装い、彼らの実子として潜り込ませたのであった。

²⁰ 『日本帝国統計年鑑』には恤救規則に基づく国費救済、棄児養育米給与方による国費救済に関する統計が見られるが、災害時や戦時であってもこれらの救済が急増することは全くなかった。また災害に関しては、備荒儲蓄法（明治初の災害救助法、1880 年制定、1899 年に廃止）、後には罹災救助基金法（1899 年制定、1947 年に災害救助法に）に関する救済統計が出てくるものの、子どもに関する救済項目はなく、当時の国家が貧困救済ほどでないとはいえ、深刻化する児童救済についてもできるだけ制限する発想であったことがここか

明治期における棄児・幼弱者たちの処遇と救済の実態

費に関する件は2章に譲るとして、ここでは民間救済の状況について触れたい。

池田敬正『日本社会福祉史』、法律文化社、1986年、p.336にあるⅢ-26施設種別設置数・職員数・経費額とその構成比（1911年）によれば、児童・養老・窮民救助・経済保護・婦人救済・軍人救護・施療の中で、児童が占める割合は、施設数で319か所（全施設550か所中）、58%、職員数で1986人（全職員4315人）、44.9%、経費額851946円（全金額2534980円）、33.6%を占めており、2位の施療（施設数72・13.1%、職員数1201人・27.8%、経費額851407円、33.6%）を経費額以外では大きく引き離していた。言うなれば、民間対応の中で児童救済は圧倒的比率を占めていた訳であるが、その背後には多産多死型の人口構造もさることながら、高齢者等の成人であれば通常は誰か頼りになる者がいるといった発想があり、かつ幼者は教化しやすいという考え方が根底にあった²¹。

とは言え、現実に民間の児童救済が質量共に十分であったかと言えばその逆で、当時の救済当事者たちは問題山積といつも頭を抱えていた。施設数では、上記のように1911（明治44）年時点で319であったことに基づき単純計算した場合でも、各府県に6～7程度存在するに過ぎず、実際は東京や大阪等の大都市近辺に偏在していたから、児童救済施設が各県で如何に僅少であったかは容易に推察できるところである。

さらに児童救済施設設立の嚆矢となったのは、仏教をはじめとした在来の宗教団体ではなく、新しく入ってきたキリスト教団体であった²²。岡山孤児院（1887年）、上毛孤児院（1892年）、東京孤児院（後の東京育成園、1897年）はその典型的な事例であろう。仏教系の救済が出遅れた背景には廃仏毀釈の影響等が考えられ、10年ほどキリスト教団体より遅れたが、1912（明治45）年頃までには施設数もキリスト教団体（23施設）と変わらない程度（24施設）となった²³。ちなみにこれらの宗教団体以外の救済施設も仏教系団体の施設増加の時期（1898～1907年）に急増を見たが、これは日露戦争の影響によるものと考えられ、1912年には67施設までに増えた²⁴。

らも看取できる。

²¹ 川村善七「社会改善と孤児教育」、『上毛孤児院月報』112号、1908年7月、前掲『編集復刻版 上毛孤児院関係資料集成』第3巻、p.320に所収。

²² 池田敬正『日本社会福祉史』、法律文化社、1986年、p.343の表Ⅲ-33事業主体別、育児事業施設数の推移（池田氏はこの表を生江孝之『日本基督教社会事業史』に基づいて作成したようである）によれば、宗教系団体による児童施設は、1878～1897年には累積して22であったが、うち12がキリスト教系であった。

²³ 注22と同じ。この表によれば、1912年までに設立された宗教系の育児関連施設は114であった。なお、キリスト教団体設立のピークは1888～97年の11に対し、仏教系は1898～1907年の21であった。

²⁴ 注22と同じ。キリスト教系・仏教系を除くその他の施設については、ピーク時（1898～

いずれにせよ、20世紀に入った直後位は、日本では宗教の信仰でもなければ全く慈善事業経営ができないと言われたのも、こうした状況を反映したものと考えられる²⁵。

実際に児童救済を行っていた民間団体は厳しい経営状況に常に置かれていた。たとえばクリスチャンの社会事業家五十嵐喜廣(1872-1944)が運営していた濃飛育兒院では²⁶、1899(明治32)年当時毎月不足が90円(現在の90万円程度)生じたうえに、翌年7月から9月にかけては200円の赤字累積となったため、施設新築増の費用650円の抛出どころでない状態にあった。五十嵐は計850円を調達すべく富豪たちに寄付を依頼したが、それでも320円の不足が生じたと記事には書かれている²⁷。ちなみにこの時の寄贈者として名前が挙げられたのは、岩崎久弥(1865-1955、三菱財閥総帥)200円、大倉喜八郎(1837-1928、大倉財閥設立者)100円、三井三郎助(1850-1912、三井財閥)200円、高田慎蔵(1852-1921、機械貿易商、高田商会創業者)30円であったが、彼らの資産から考えれば、微々たる援助しか行わなかったとしか言い様がない²⁸。もっとも富豪たちが慈善事業に消極的であったことについては、この事例と限らず、『東京孤兒院月報』8号(1900年11月)に掲載された「慈善事業に対する社会の責任」でも次のように書かれていた²⁹。

1907年)には54設立されたが、1878~87年3、1888~97年4、1908~12年は6となっていた。仏教系とその他の施設は、キリスト教系以上に、時局に左右される形で設立を見たと言った方が良さそうである。ここでも日本における在来宗教の世俗化が看取できると同時に、社会的救済における宗教の役割が西欧と比較して希薄と言えよう。

²⁵ 筆者不明「慈善事業に於ける信仰」、『東京孤兒院月報』30号、1902年9月、前掲『復刻版 東京孤兒院月報』第1巻、p.263に所収。

²⁶ 五十嵐は1895年に棄児を救済したことを機に、岐阜県古川町(現在の飛騨市)に飛騨育兒院を困難の中で発足させ、翌年5月に濃飛育兒院に改称し、かつこれを基盤に1906年に日本育兒院を設立、全国に分院も設けた(注28の記事には1900年には東京牛込市谷田町にも支部を設けていたとある)。現在も濃飛育兒院の後身は日本児童育成園(岐阜県)として残り、山形でも日本育兒院七窪分院が七窪思恩園として活動を続けている。詳細は佐藤昭洋「五十嵐喜廣の事業実践の発展と展開：その生涯を年表よりまとめて」、『道北福祉』1号、2010年3月、道北福祉研究会を参照。

²⁷ 「濃飛育兒院の困難」、『使命新報』(後の『東京孤兒院月報』)14号、1900年1月、前掲『復刻版 東京孤兒院月報』第1巻、p.96に所収。

²⁸ 実はそれ以前に伊藤博文(1841-1909)と大隈重信(1838-1922)が各自濃尾育兒院に100円ずつ寄付したという記事が見られる(『使命新報』10号、1899年9月、前掲『復刻版 東京孤兒院月報』第1巻、p.62に所収)。この金額からして、政治家も実業家たちと同様、慈善事業には積極的とは言いがたく、義理の感覚で付き合っていたと言えよう。ただし慈善事業にもう少し積極的であったのは妻たちの方であり、たとえば大倉孫兵衛(1843-1921、実業家で男爵)の夫人夏子は、東京孤兒院に病室を寄付した他、折を見て寄付を続け、かつ1908年初頭には増築費用として別途202円56銭を寄付していた(「大倉夏子氏の厚情」、『東京孤兒院月報』第9年2号、1908年2月、前掲『復刻版 東京孤兒院月報』第3巻、p.174に所収)。

²⁹ 前掲『復刻版 東京孤兒院月報』第1巻、p.143に所収。慈善事業に関して、当時の日本

されど吾人は未だ今日の状態を以つてしては到底満足することを得ざるものなり。今日の富豪を見よ、今日の中流社会を見よ、彼等が慈善事業に対し投ずるところの資、尽くすところの力果して如何、是を欧米諸邦の状況に比すれば、実に微々見るに足らざるの感なくんばあらず。

その関連で言えば、慈善団体は富豪への寄付依頼だけでは不足が生じていたこともあり、団体間での連携・相互扶助を行うこともあった。現に『孤児之友』30号（後の『上毛孤児院月報』、1901年8月）に掲載された「当市（筆者注一前橋市）に於ける岡山孤児院の運動」³⁰を見ると、1901（明治34）年7月4日・5日に岡山孤児院長の石井十次（1865-1914）は前橋市の歌舞伎座で開催した慈善音楽幻燈会で、「特に今回は当市の上毛孤児院の為に賛助員を募集する考なれば賛成を乞ふ」と述べて、休憩時間中に上毛孤児院の賛助員申込葉書を300枚配付したとある。ただし1か月後の31号の記事を見ると、賛助員の申込は15通に過ぎず³¹、中産階級以上の者たちの救済への消極的態度が窺われる。

そして中産階級以上の救済への消極性は日露戦争の際に寄付の減少という形で顕在化し、民間救済団体を圧迫することになった³²。景気悪化を理由に賛助員が辞退したり、寄付金の減額を申し入れたことで団体の資金的維持が困難になった一方、不景気によって貧困者が子どもを預けに来るケースが増えたためであった³³。当時の記事によれば、この背後には国が戦争遂行のために勤儉貯蓄を奨励したことが悪い方向で影響したとあるが³⁴、元々宗教心や社会意識の高さから児童問題の解決を望んでいたのではなく、あくまでも地域社会への義理で寄付していた者からすれば、日露戦争時の勤儉貯蓄は寄付という「厄介事」から免れる「良い」逃げ口上であったのであろう。

ただ寄付減少の要因はそれのみならず、前述のように、日露戦争を機に救済施設が

で中産階級もその担い手たりえなかったことは、19世紀末の英国と比較した場合、階級融和的発想がまだ希薄であったと言えるかも知れない。

³⁰ 前掲『編集復刻版 上毛孤児院関係資料集成』第1巻、pp. 242-3に所収。

³¹ 「唯一人だけ」資料所収は注30と同じ、p. 250。

³² 『東京孤児院月報』51号、1904年5月（前掲『復刻版 東京孤児院月報』第2巻、p. 63に所収）の「院内だより」には、次のように書かれていた。

近頃戦争の爲め全国の慈善事業は大分手痛き影響を蒙むり候様各地よりの報告に相見へ、某育児院の如きは財産差押へを受け候由、概はしき事に候、尤もこれらは戦争の影響のみには無かるべく候へ共、これを以て一般を推し得られ候、本院の如きは近頃影響を感じ候へ共、未だ甚だしからず、感謝致居候

³³ 「慈善団体の苦戦」、『上毛孤児院月報』65号、1904年6月、前掲『編集復刻版 上毛孤児院関係資料集成』第2巻、pp. 179-180に所収。

³⁴ 「所感」、『上毛孤児院月報』69号、1904年10月、前掲『編集復刻版 上毛孤児院関係資料集成』第2巻、pp. 211-3に所収。

増加したにもかかわらず、国や地方公共団体からの援助は皆無に近かったため、一層寄付が方々で求められるようになったことも一因であったと考えられる。元々少ない「パイ」をめぐる、より多くの施設が寄付をめぐる競争に放り出されたのである。

しかし恐らく当時民間救済の各団体においてはこうした競争に曝されている意識はなかったであろうし、むしろ同じ児童救済を行っている他団体に対しては、協力・連携の意識が高かったと推察される。日露戦争時に関して言えば、東京に本部を置く慈善団体であった軍人遺族救護義会は東京孤児院や上毛孤児院に幼児保育方を委嘱していたし、それ以外の無籍児や貧困の障がい児等に関しても、これらの救済は国や地方公共団体よりも民間救済団体あるいは社会事業家たちの連携が先行し、それは大都市を中心に全国に跨るものであった³⁵。

なおここで留意すべきなのは、こうした広いネットワークは、逆に言えば、家族の養護を受けられない子どもたちが社会的養護を受けようとした場合、住み慣れた地域から引き離されることが多々あり、いわば大都市もしくはその周辺の施設への移動を余儀なくされたことを意味した³⁶。それだけではなく、施設の都合等で兄弟姉妹それぞれが離散を余儀なくされたケースも少なくなかったのである³⁷。そのようなこともあり、棄児や極貧児童等に対する一般の人々の眼は、衣食を求めて流浪し、自分たちの生活に「厄介事」をもたらす成人の貧困者へのそれと変わらないものになりがちで

³⁵ その表れとしては注 18 の事例の他に、留岡幸助（1864-1934）が東京孤児院に 1911 年 3 月に福岡市の極貧の先天性聴覚障がい児を紹介して入院させる等のケースがあった（『東京孤児院月報』134 号、1911 年 4 月、前掲『復刻版 東京孤児院月報』第 3 巻、p. 287 に所収）。なお、東京孤児院はこの 3 年前の 1 月末にも無籍児を救世軍の山室軍平（1872-1940）の紹介で預かっており（『東京孤児院月報』第 9 年第 2 号、1908 年 2 月、前掲『復刻版 東京孤児院月報』第 3 巻、p. 174 に所収）、いわば社会事業家間のネットワークで児童が救済されていたことを窺わせる。

³⁶ 逆に東京の施設の都合（『孤児之友』6 号、1899 年 6 月、前掲『編集復刻版 上毛孤児院関係資料集成』第 1 巻、p. 44 に所収）や周辺の成人の都合（『上毛孤児院月報』80 号、1905 年 9 月、前掲『編集復刻版 上毛孤児院関係資料集成』第 2 巻、p. 339 に所収）で、東京から上毛孤児院（地方）に移動させられたケースも見られるが、数としてはそれほど多いとは言えなかった。現に 1912 年 12 月時点の上毛孤児院における収容児の府県別一覧を見ると、東京は 3 人に過ぎず、群馬県 88 人が最多であった（『上毛孤児院月報』147 号、1913 年 3 月、前掲『編集復刻版 上毛孤児院関係資料集成』第 3 巻、p. 336 に所収）。

³⁷ 『孤児之友』21 号、1900 年 10 月（前掲『編集復刻版 上毛孤児院関係資料集成』第 1 巻、pp. 162-3 に所収）には上毛孤児院に預けられて病没した女児を偲ぶ記事（「たけ子の永眠」）があるが、これを見ると、彼女の家は、かつては実業家で豊かな生活をしていたものの、事業に失敗したうえ、祖母と母と妹がコレラで病没、遺された長男は東京へ、三男は石巻の親戚へ、長女は岡山孤児院へ、もう一人の姉妹（姉か妹かは不明）は王子滝野川にある孤女学院の保護を受けていた。上毛孤児院に預けられたのは、彼女ともう一人の兄弟（兄か弟かは不明）だけであった。付言すると、兄弟姉妹の離散は、明治三陸海嘯の被害を受けた子どもたちの救済でも同様に見られたことであった。

あった³⁸。そこで次に当時の人々の差別的視線に対し、当事者たちはどう考え葛藤していたのかに焦点を当てる。

(2) 当時の人々の棄児等への視線と救済当事者や子どもたちの受けとめ方について

一 偏見に対する苦悩および社会的上昇への憧憬と現実

明治維新以降、四民平等政策がなされたとはいえ、明治という時代は人々がまだ身分的意識を完全に払拭したとは言えない時代であった。その典型的な事例は棄児の戸籍上の扱い方にも見られ、現に 1889（明治 22）年に発刊された北村紋三郎編『戸籍事務要覧』、出版社不明、p.63 の棄児称呼方には擬律として下記のように書かれていた。こうした差別は身分登記簿が廃止され、かつ戸籍から棄児の文字を表記しないとした 1914（大正 3）年の戸籍法改正まで続いたのである。

棄児養育米被下ノ間或ハ預中ノ者ハ無論棄児ノ唱ヲ難脱ノ儀ニ候得共貫人有之子弟ト定ムルモ生涯其唱ヲ不免シテ自然卑屈ノ域ヲ出ルヲ能ハス然乍貫人子弟ト定モ全養父兄タルヲ不免儀ニテ養子タルモノ養実父名ヲ連掲スルハ戸籍法一般ノ書式ニ候得共継令幾年ヲ経モ消除スハキ道理ハ無之棄児ノ如キハ其実父母アルヲ不知者ニ付死ニ至迄棄児ノ称を掲載スハキ儀ニ候哉（傍線筆者）

これは生家で養育不可となった場合、その子ども自体には全く瑕疵がないにもかかわらず、差別を受けて然るべきと言っているのと変わらないことを意味する。既に明治中期の時点でさえ、棄児がそれ故に成人後も卑屈な思いをしていたことは社会的に認識されていたにもかかわらず、この差別は何故容認され続けたのであろうか。恐ら

³⁸ 実際に施設に預けられた児童の中には、極貧の親や親族と放浪していたケースが多々見られ、『東京孤児院月報』22号、1902年1月（前掲『復刻版 東京孤児院月報』第1巻、p.208に所収）で紹介された入院児童（男子、無籍児）の履歴を見ると、父親は高崎市で鳶職に従事していたが、精神疾患で一家離散となり、母親はその弟を連れて、自分の弟の所に逃げてしまった。この男児の姉は一時期他家に養女に、本人は父親の姉に預けられたが、父親は強引にこの児童と姉を連れ戻し、伊勢や京都、大阪、横浜、東京へと徘徊を続けた。その途中で姉の方は3円の契約で口入屋に「貸与」されてしまったと書かれている。また同号に掲載された（p.206）加島汀月「孤児院と社会」でも下記のように書かれていた。

維新の改革は彼等を市民に列せしむると共に、一方盛に慈善的精神を国民の頭脳に注入したるが為め、然かく昔に於るが如く、貧民と孤児とを蔑視せざるに至りしと雖も、三百年の情力は仲々に去り得べくもあらず動もすれば貧民を輕蔑して、これと交話する事を避け、孤児を目しては乞焉と同類なるものとし、甚だしきに至りては、其らを收容する養育院孤児院なるものを以て、社会と国家に何等裨益をも与へざる、一種の乞焉的事業かの如くに考ふるもの比々として之れあり。これ吾人が大に社会の為め、国家の為に竊かに悲まざるを得ざる所以なり。（傍線筆者）

くひとつ考えられるのは、日本社会の相互扶助のあり方に起因するものである。

周知の通り、日本在来の相互扶助は宗教心に基づくものではなく、あくまでも短期間で自助可能になることを前提とし、かつ相互扶助が自分たちの安全・利益につながることを念頭に置いていた。したがって目に見えた見返りも求めにくいばかりか、長期間にわたり他人の「厄介」となることも多い棄児等は、社会的に面倒な存在として看做されていたのであろう。もっとも前近代のように、村社会が機能して村全体で農村社会の担い手として養護する体制があればまだしも、特に農村的な相互扶助がほぼ完全に失われた都市部では、何らかの形で金銭に還元されて成人たちが直接潤わない限り、家族のない子どもへの視線は冷たいものであった。換言すれば、日露戦後頃から、血がつながった子どもあるいは親族から養子縁組した子どもは列記とした家族として扱われ、将来経済的な稼ぎ手となって親を支えることが期待された分、それなりの養護が受けられたが、他方でこうした枠組に入り切れなかった棄児や極貧児童等は、養育する側の成人や社会にとって、労力と金銭のみが長期間奪われ、「家」維持の視点から見ても邪魔な存在と看做されることが多かったと言えよう。特に成人に達するまでに半分程度の子どもが亡くなった時代、まして栄養状態が悪く体が丈夫とは言えないケースが多かった棄児や極貧児童等は養護しても、見返りが得にくいと思われていた恐れが高い。実際に東京孤児院や上毛孤児院に引き取られた棄児や極貧児童の多くも栄養状態の悪さが相俟って何らかの身体的障害を抱えるか³⁹、もしくは問題行動を起こす場合もあったうえ⁴⁰、障害・病気を起因とした夭折も少なくなかった。

見返りを求める成人側の発想は、棄児や孤児等のあり方にも実は影響を及ぼしていた。注38の事例もさることながら、孤児院での救済を受ける棄児や孤児等は男子が多く、女子が少ないことが指摘されており、背後には水商売や売春業者等の存在があった⁴¹。そのうえ女兒の方が衝動性や攻撃性が少なく、家事や子守にも使いやすいこ

³⁹ 障害や病気を抱えた者が多かったのは、裏返せば、障害や病気がある故に捨てられやすかったという成人側の「有用性」の視点に基づく身勝手さを象徴するものであった。具体的事例としては、1900年9月12日に上毛孤児院に引き取られた棄児（女兒、3歳程度）のケースが挙げられる（『孤児之友』21号、1900年10月、前掲『編集復刻版 上毛孤児院関係資料集成』第1巻、p.164に所収）。女兒は前年4月から3～4人に「世話」された後、同院に入院したが、膝関節に異常があつて立てなかつたうえ、骨皮の状態で、他の院児が「骸骨見た様だ」とまで言うほどの栄養失調状態であった。

⁴⁰ 行動面での問題を抱えていた事例としては、父親から捨てられた後に乞食の仲間入りをしていた8歳男児のケースがあり（『孤児之友』12号、1900年1月、前掲『編集復刻版 上毛孤児院関係資料集成』第1巻、p.90に所収）、「彼の言葉卑陋千万なる其挙動の乱暴極まれる之れは予想の外に出でた」とある。

⁴¹ 「悲むべき現象」、『東京孤児院月報』28号、1902年7月、前掲『復刻版 東京孤児院月

明治期における棄児・幼弱者たちの処遇と救済の実態

とも拾われやすかった一因で、これは時代を経ても同様の傾向が続くことになる⁴²。

ただし家族からの養護が受けられない子どもたちへの差別意識は、施設見学に来て救済の見返りを求めない、比較的社会的意識が高い者たちの間でさえ見られ、東京孤児院ではスタッフと思われる者が次のように語っていた⁴³。

「孤児」とは誰れを呼ぶことばでしやう。無論親の無い、孤児院に育てられて居る様の子供を指して云ふのでしやう。けれども能く考へて御覧なさい、これは実に無情な、酷い言葉ではありませんか。固より孤児を孤児と云ふのですから、何も差支はない様であります、併し此の言葉を聴く子供にとつては、実に針でもさゝれる様に感じるのであります。何の様に面白く無邪気に遊んで居りまして一寸他から「孤児」と呼べますと彼等の心には非常に悲しみを覚へるのであります。(中略)私共の事業を助けて下さる方でも、院の子供を呼ぶに「孤児」と云ひ、甚だしきは彼らの目の前で左も得意気に「孤児々々」と云ふ方がありますが、これは実に酷い言葉であります、どうか皆さん真に孤児に同情があれば、「孤児」と云ふ言を止して下さい。元は孤児でも今は院の愛児でありますがら。(傍線筆者)

なお、この発言で興味深いのは最後の部分で、今は院の愛児であるから孤児の呼称を止めるようにと言っている点であろう。養護を受ける場を得て一応社会的に包摂された子どもは孤児と言うべきでないという発想は、東京孤児院の子どもの中にも見られ、その子どもは院母（北川波津、1858-1938、同院創設者）に「お母さん、他所の人は僕らのことを孤児だ孤児だと云ひ升すが、僕等にはお母さんも有るし(筆者注一院母のこと)兄弟も大勢あるから、孤児でないと思ひます」と言っていた⁴⁴。要するにこれらの言説からは、一旦生物学的両親を失って社会的排除を受けると、新たな扶養者を得ても孤児や棄児であった過去が戸籍上のみならず、社会的に付きまとったこと、さらに以前孤児や棄児といった境遇であった者でも扶養者を得ると、扶養者を得られなかつ

報』第1巻、p. 247に所収。

⁴² 今回扱った時代より四半世紀近く後の1930年代においても同様の傾向があり、たとえば、「(弘済会)生野事業所提出書類」にある「第二表 昭和十年度末現在特別養育児委託先職業別表」(『重要書類 救護法・社会事業その他に関する書類 昭和九年～十三年(二の二)』、大阪市公文書館所蔵 配架番号39040所収)によれば、里親の職業は268人中236人(男児111人、女児125人)が農業であったが、里親が農業の場合、女児は7歳以降に引き取られた比率が18.4%であったのに対し、男児は30.63%で、女児の方がより幼少期に貰われていく傾向が見られた。

⁴³ 院内の一人「「孤児」と云ふことば」、『東京孤児院月報』36号、1903年2月、前掲『復刻版 東京孤児院月報』第1巻、p. 314に所収。

⁴⁴ 「院内雑事」、『東京孤児院月報』11号、1901年2月、前掲『復刻版 東京孤児院月報』第1巻、p. 160に所収。

た同じ境遇の者と自らを区別する意識を持ったことが看取できる。ちなみにある種の区別意識は棄児と極貧児童の間でも見られ、後者が「早く豪む人になつて内へ帰るのだ」と言えば、前者が自分には帰る所も親もないことを再認識してしまうという問題も発生していた⁴⁵。

「早く豪む人になつて内へ帰るのだ」の言葉にも象徴されているように、被救済児童でさえ何処かに自分の優位性を見出そうとし、自助努力で現在の境遇を脱しようとしていた点は如何にもこの時代の雰囲気を表しているが、とは言え、当時これを夢見ることができたのはほぼ男子に限られていたことも留意すべきであろう⁴⁶。女子の場合は、看護師等の経済的に自立できる職に就けばともかく、大方は結婚かそれなりの家に養女に入る以外に自らの境遇を改善する方途はなかったし、仮に養女に入ったとしても、その家族の変化次第では再度路頭に迷う恐れもあった。

付言すると、こうした女性の境遇について描いた通俗小説に竹貫佳水『少女思出の記』、博文館、1911年がある。主人公の女性は、慕っていた祖母の死の直前に叔父から罵詈雑言を浴びせられたうえに、棄児であったことを知らされて強い衝撃を受けるが、そこで彼女が泣きながら心で叫んだのは「私は如何しやう？斯様な悲しいことが世にあらうか、今の今まで温かい壻とばかり思つて居つた所は、他人の…他人の…、あゝ如何しやう？私は泣くより外に仕様が無い！」であった。言うなれば、彼女は自分が本来の家族でなく、他人の世話になっていた負い目に堪えられなかった訳で、同時にそこから脱する方途が見出せず泣くしかなかったのである。

もっとも棄児や孤児、極貧児童が男子で、それなりの施設で社会的養護を受けたとしても、成人後に社会的上昇を試みることは現実には殆ど困難であった。彼らの間では極貧児童の方が何処かに家族がいるだけまだ良いといった格差的な考えがあったにせよ、当時の社会では、施設収容された児童は概して一括りで見られたうえ、一部例外を除き⁴⁷、必ずしも彼らの働きぶりに関する評判は芳しいとは言えなかったよう

⁴⁵ 院末生「孤児と貧児」、『東京孤児院月報』15号、1901年6月、前掲『復刻版 東京孤児院月報』第1巻、p.175に所収。

⁴⁶ 「天真爛漫」、『東京孤児院月報』6号（1900年9月、前掲『復刻版 東京孤児院月報』第1巻、p.137に所収）には成長後に何になりたいかを院児に聞いた結果が出ているが、掲載されているのは男子6名、女子1名である。女子は母親をはじめとする多くの者を看病したいとして看護師を希望していたが、男子は施療病院の経営者、海軍少尉、大工になってから外国に行き金儲けして貧困者救済を行うこと、教師、伝道師、哲学者となっていた。ここでも明らかなように、当時の就業人口の多くを占めていた農業は見られず、これは東京の施設故とも考えられるものの、同時に子どもの中にも社会的成功の機会はいんてりの仕事か実業にあるという発想が存在したことが判る。

⁴⁷ 東京育成園出身者の中には、1911年に『育成園小史』を編纂しただけでなく、東京大学で

明治期における棄児・幼弱者たちの処遇と救済の実態

であるから⁴⁸、多くは社会的成功や社会階級の上昇が難しかったと推測される⁴⁹。

その理由としては、厳しい幼児期を過ごしたが故の健康障害もあったであろうが、世間での風評を気にして施設では個別教育が甘くなり、結果として怠業の傾向が見られたことも指摘されているし⁵⁰、幼少期から寄付で衣食住を成り立たせてきたために依存心が生じやすいことも問題視されていた⁵¹。また彼らに高等教育を授けようとする傾向が比較的強い施設もあれば（東京孤児院）⁵²、逆に最小限度の職業教育に留めて社会的上昇の機会が十分与えなかったケースもあり（岡山孤児院）、どちらも極端にぶれやすい問題を抱えていたことが指摘できる。

特に岡山孤児院は最盛期（1906【明治 39】年）に 1200 人も児童を抱えていたうえ、宮崎県茶臼原で院児および卒院生を軸に農村共同体を形成しようとしたことでも看取できるように、教育を通じた児童の社会的上昇には限界のある体制となっていた。だが言うまでもなく、当時の社会において、僅かしかない社会的上昇の機会を掴もう

癌の研究を進め、後に山形県の鶴岡市立荘内病院の 3 代目院長となった医学博士、和合平之助という人物がいる。彼は明治三陸海嘯の際に家族を失った結果、東京孤児院に引き取られ、北川波津の全面的支援の下で高等教育を受け、その成果を発揮したが、このように功成り名を遂げたケースは稀である。

⁴⁸ 西川生「育児院の児童」、『東京孤児院月報』29号（1902年8月、前掲『復刻版 東京孤児院月報』第1巻、p. 253に所収）には次のように書かれていた。

善良なる継母の、世間の評判を気にして、継子に適当に厳なる能はざるが如く、我が慈善事業者も亦、世間の悪評を気にして、其の養育しつつある孤児貧兒等に対して適当に厳なる能はざる者の如し、其の為め育児院の児童に往々仕事を嫌ひ情けるの弊風あるかの如し、余は第一に今の慈善事業者に向て、此の点に就て反省せられんと切望して止まざる者なり。（傍線筆者）

⁴⁹ 農業あるいは商工業で手に職を付けさせることを目的とし、高等教育にあまり関心がなかった岡山孤児院ではその傾向が明確に見られたと言っても良い。岡山孤児院大阪事務所が1909年に出版した『岡山孤児院』（前掲『岡山孤児院関係資料集成』第1巻、p. 272に所収）によれば、1000人以上の出身者の中で独立自活しているとして統計に挙げられていたのは385名に過ぎず、詳細は工業94名、商業68名、農業48名、船員9名、官吏・会社員・教師14名、看護婦11名、軍人2名、中等学生5名、結婚女子57名、結婚男子40名、在米13名、在清国14名、在韩国10名であった。結婚男子の部分は重複して数えている可能性が高いと思われるので、実際は385名より少ないと思われる。半数以上が消息不明であること、掲載された者の多くも職業構成からして社会的成功をしたというよりは、何とか自活できているレベルに留まっていたことが窺われる。

⁵⁰ 注48と同じ。

⁵¹ 院内の一人「恐ろしき事」、『東京孤児院月報』38号、1903年4月（前掲『復刻版 東京孤児院月報』第1巻、p. 329に所収）によれば、寄付に慣れた子どもたちが労なくして物を得ることについて、当然視しがちになることを当時のスタッフが何とか防ごうとしていたことが書かれている。

⁵² 注48の西川生の論説では、優秀な孤児や貧兒はいるので、彼らに高等教育を授けること自体を否定する気はないとしつつも、その多くは身分相応に職業教育に力を入れるべきだとしていた。これは東京孤児院に対する当てつけとも看取できる。

とするのであれば、教育インフラが整備され、資金的にも豊かな東京をはじめとした大都市もしくはその周辺に行くしかなく、それは家族を失い社会的養護を必要とする子どもたちも同様であった。そしてこうなったのには、特に東京とそれ以外の地方の間に隔絶した生活・救済格差が存在していたことが大きい。したがって2章ではこの生活・救済格差について、子どもたちや救済当事者たちが如何に受けとめていたのかに触れたうえで、今度は国家・地方費救済の地方格差にも注視することとする。

2. 子どもたちと救済従事者が痛感していた生活・救済の地方格差の実態

(1) 子どもたちと救済事業者の声

近代日本の貧困救済を考える際にあまり注目されてこなかった点としては、民間救済だけでなく、国費+地方費による救済格差がどれだけ地方間で存在したのかということ、国が実施する棄児救済と貧困救済の間に如何なる相違があり、府県はこれにどう対応したのかといった点であった。前者は行旅病人・死亡人に関する諸研究である程度明らかにされているとはいえ⁵³、これ以外の貧困研究では児童や貧困者の移動の視点は希薄であったと言って良い。後者についても、東京以外の全国では貧困救済(恤救規則)の枠で児童救済が行われることが当初は少なくなかったので、意識に上りにくかったことが考えられる。だが当時の被救恤者、特に家族を失った子どもは前述の通り、必要な社会的養護を受けるべく、東京をはじめとした大都市部あるいはその周辺に移動させられることが多かったし、東京では特に棄児に対する地方費補助が他地方より手厚く、児童救済を貧困救済(恤救規則を軸とした救済)と峻別する傾向が強かったことは留意すべきである。

明治において孤児や棄児、極貧児童の地方間移動が顕著化したのは、濃尾地震や明治三陸海嘯、東北の飢饉といった災害時であった。そして移動させられた子どもたちはそこで地方格差を目の当たりにすることになったのである。

それでは当時の子どもたちは格差をどう考えていたのであろうか。『東京孤児院月報』から二つほど事例を挙げることにする。

① 海嘯⁵⁴ ○○○(十二歳、男児)

⁵³ 近代の行旅病人・死亡人に関する研究については、竹永三男氏の諸研究を参考にされたい。

⁵⁴ 「天真爛漫」、『東京孤児院月報』4号、1900年7月、前掲『復刻版 東京孤児院月報』第1巻、p. 127に所収。

私ハ母ガチナミ(海嘯)に打タレテ死ニマシタ時其後トデ見ルト母ノ頭ハ半分に割レテ居リマシタ私ハガナシミマシタ、ソレカラ私ハ東京ヘクルトキー人ノ兄サンと別レルノガ又カナシカリキ。東京ヘ来テカラ私ハキラクデ学校ヘ毎日行クケレド国ニイル兄サンワドヲシテイルカト思イ又ソレガカナシカリキ(傍線筆者)

② 尋常四年生⁵⁵ △△△(男児)→10 歳程度

東北地方と云ふ所は大そ一寒くて今年は食物がちつともとれないで今あたりは其土地にすんでおつたひとはたいてい死んでおると云ふ事です、そ一であるのに東京の人は正月でもくると遊んだり錢をむだに使かつたりしてちつとも東北地方にすんでんぎをして居る人の事を考へないからやたらにぜいたくな事をして居ります、そ一ですが私は東北地方の事を考へたら私は今までむだくいをした事もむだに錢を使つたこともやめよ一と思ひます。(傍線筆者)

最初の史料は明治三陸海嘯の話で、次の史料は東北飢饉に関する子どもの考え方を示したものであるが、どちらも居住地による貧富の格差(東北と東京)について子ども心に理不尽さを感じていたことが看取できる。また最初の史料を見ても判るように、東京に引取られた者と地元に残った者というように、施設も含めた成人側の都合で、同じ被害を受けた兄弟でも救済される子どもとそうでない子どもといった峻別がなされたことが見て取れる。子どもの人権からは程遠い状況がここにはあった。

他方、当時の救済当事者たちはこうした地方格差をどう受けとめていたのか、それを示す史料としては「噫無慈悲」(『東京孤児院月報』80号、1906年10月、『復刻版東京孤児院月報』第1巻、p.127に所収)があり、次のように記されている。

東北慈恵院の機関雑誌「このとほり」上流の無慈悲と題して歎じて曰はく『我地方以外の慈善事業は地方行政の一部として官民共に殆んど協同的態度を以て寄附と保護とを与へ成立しあり、然るに我地方に至りては凶作地とも称せられたるに關はず当局者並に有志者と呼ぶ者は更に目を貧窮児に注がずして多数の貧子弟をして各地に輸出するの悲運を敢てし頑として顧ざる実には同情なしと云はん乎、惻隱のなしと云はん乎、將た人非人と曰はんか、之を思へば我東北慈恵院の成立維持上に留意せざる事の奇怪ならざる敢へて不思議とするに足らざるなり』と。然り東北の上流者少しく振はずや。卿等の故郷より孤貧児を輸出することが更に卿等の名誉にも非ざる可し矣。(傍線筆者)

⁵⁵ 「小供」、『東京孤児院月報』71号、1906年1月、前掲『復刻版 東京孤児院月報』第2巻、p.377に所収。

この史料からは、官民協同体制が成り立っていなかった地方（東北）への批判と協同体制確立が重要とする考え方が見られるだけでなく、東北の篤志家たちが村落共同体維持に直接関わる貧困者の救済はともかく、当座の労働力にならず時には言葉も通じない児童の救済については熱心でなく、共同体の外部に放り出す傾向があり、そのことへの批判が当時からあったと読み取ることもできる。ただ自らの今後をまだ判断できない児童であれば、住み慣れた土地から大都市部の施設に移動させることは容易であったと考えられるが、ある程度の成人になると、築き上げてきた生活基盤から切り離すのは容易でなかったことも⁵⁶、こうした状況が生み出された要因であったとも言えよう。また後述のように、成人貧困者向けの恤救規則の支給額も東京の方が厳しく制限されていたうえ、児童施設ほどは彼らを対象とした救済施設は充実していたとは言えなかったから、移住のメリットは子どもと違って少なかったとも考えられる。

いずれにせよ、当時子どもたちにさえ理不尽と思われていた地方間格差の実態は統計的にどのように表れたのか、次項ではこの問題について考察する。

(2)棄児養育米給与方と恤救規則(官救、幼弱)に基づく救済および地方費救済の変化 —第7～33回『日本帝国統計年鑑』から東京とそれ以外の全国の格差を考える—

現実の救済の地方格差を考えた場合、本来であれば、民間施設救済に関する統計も含めた検証が必要であるが、『日本帝国統計年鑑』等の国の統計は、国費救済もしくは地方費救済を示したものが主で、民間の児童救済施設に関しては、福田会育児院や東京感化院等、東京の一部施設の統計が掲載されるに留まっているのが実情である。

しかも棄児養育米給与方と関連して支給された養育米費についても、地方費補助が判明するのは1886(明治19)年以降というように、分析可能な内容と時期が限られていることをあらかじめ述べておきたい。したがって本稿では『日本帝国統計年鑑』に基づき、分析対象の時期を1886(明治19)年から1912(明治45)年とし、国費・地方費救済の受給人数や府県における全体の給付額、1人当たりの受給金額、その金額に基づいてどれだけのカロリー摂取が可能であったのかを見ることとする。

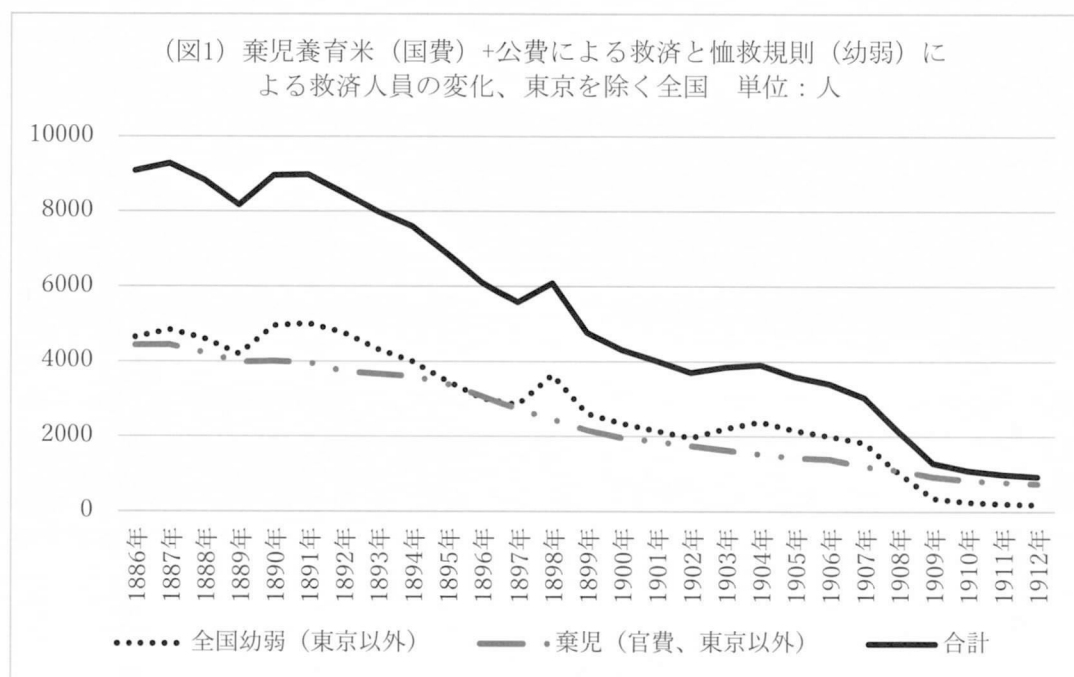
実は筆者は当初、東京と東京も含めた全国の比較を行うつもりであったが、特に日

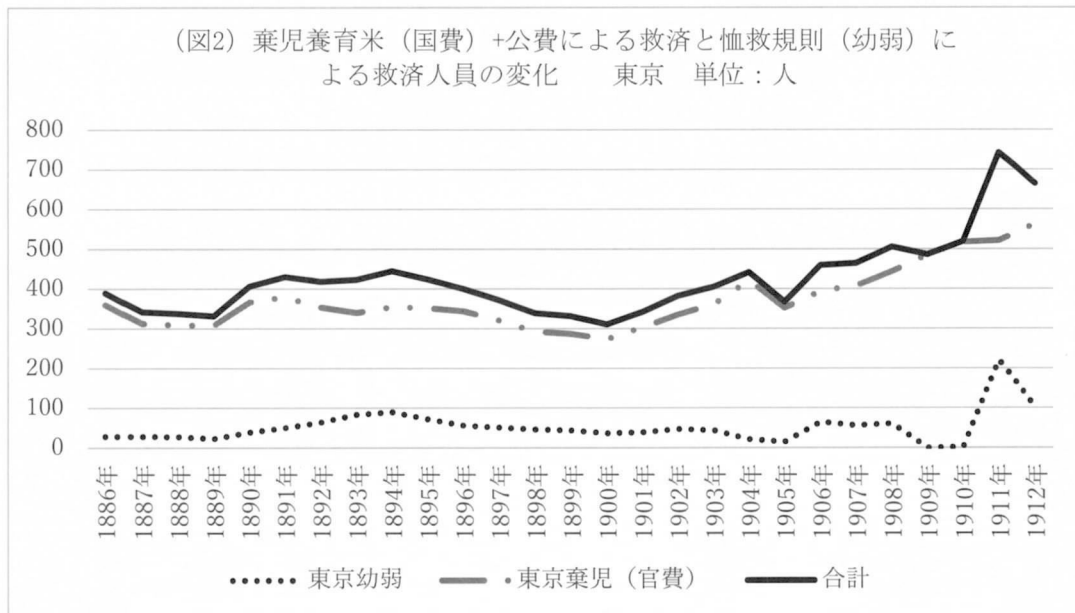
⁵⁶ この頃、足尾鉍毒事件も社会問題視され、こうした状況を受けて、東京の婦人矯風会関係者たち(矢島楫子、潮田千勢子、島田信子、松本英子)は1901年11月16日に足尾鉍毒事件の被害激甚地であった群馬県邑楽郡海老瀬村を視察している。そしてその際に極貧で鉍毒による病に悩まされていた高齢者たちに対し、治療と救済のための上京を促したが、大抵はこれでも住み慣れた所が良いと言われて、断られてしまったようである。詳細は松本英子編『鉍毒地の惨状 第1篇』、教文館、1902年を参照のこと。

明治期における棄児・幼弱者たちの処遇と救済の実態

露戦後以降、全国に占める東京の棄児人数および給付額が高くなり過ぎて、東京を含めた全国統計では、全国の実態が反映されないことに気付いたため、東京を除く全国と東京といった形で比較を試みることにした。

それでは棄児養育米給与方と恤救規則（幼弱）に基づく救済者は如何なるトレンドで変化したのであろうか。それを示したのが（図1）と（図2）である。





(図注1) 恤救規則は年末現員で計算。それは廃疾・疾病・老衰・幼弱の数が年末現員でない
と判らないためである。なお、棄児養育米の受給人員の統計では官費と地方費の区
別はなく、官費と私費の区分のみとなっている。

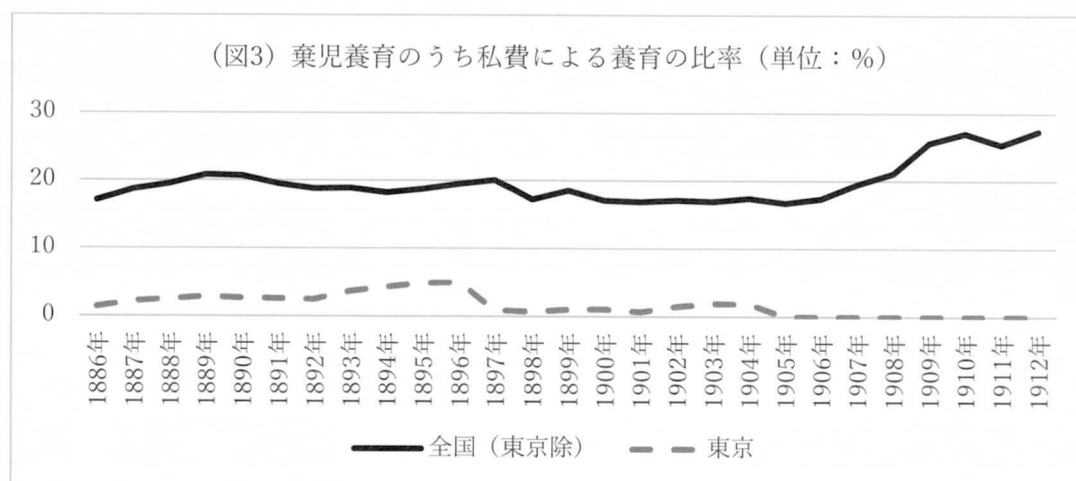
(図注2) 官費というのは本来、国費を指すが、(図注1)の通り、『日本帝国統計年鑑』の記
載の関係上、(図1)(図2)は地方費を含めたものとなっている。

これらを見ると明らかなのは、東京を除く全国と東京では児童救済のあり様が全く異なっていたということである。第一に前者は不況の一時期はともかく、救済人数がほぼ一貫して減少傾向にあったが、後者は400人前後で推移していたのが日露戦争後の1906(明治39)年から漸増し続けており、これは本来地方で救済されるべき子どもの一部が東京で救済されていたことをある程度傍証しているのではないかと思われる。第二に東京以外の全国では、概して児童救済の際に恤救規則(幼弱)が適用されることが多かったが、これは地方では周囲の眼もあって棄児がしにくかったうえ、農村の将来の労働力として看做されて拾われることもあったから、むしろ極貧児童問題の方が深刻に受けとめられていたとも看取できる。それに対し東京の場合、曲がりなりにも家族がいたと思われる極貧児童よりも、漸増する全く身寄りのない棄児の救済に力を入れていたと言えよう。特に日露戦後の棄児の急増は地方からの流入もあるであろうが、経済不況の長期化が都市下層に与えた影響もあったと考えられる。こうしたこともあり、全国の棄児数に占める東京の割合は、1880年代に5~6%であった

明治期における棄児・幼弱者たちの処遇と救済の実態

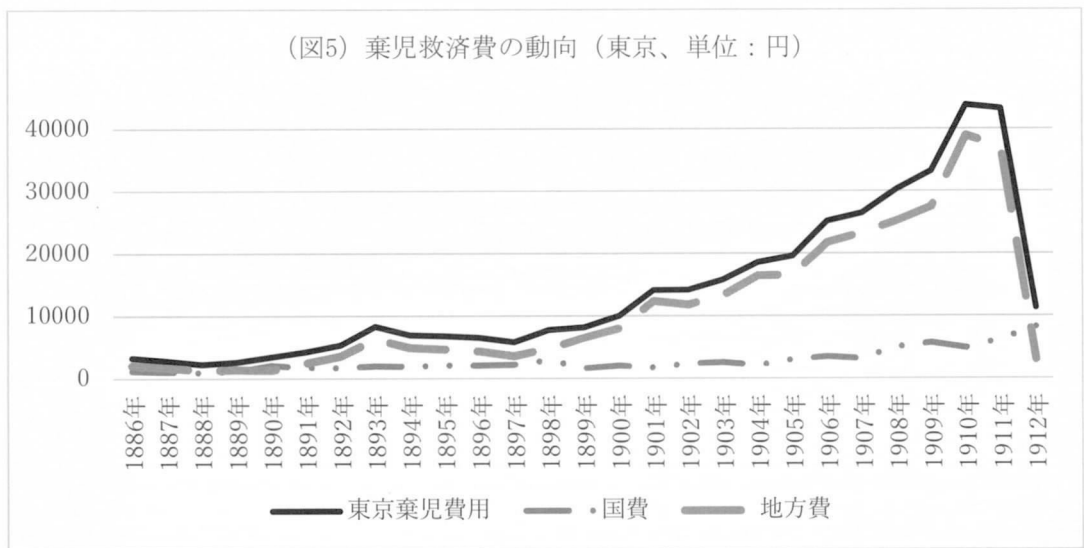
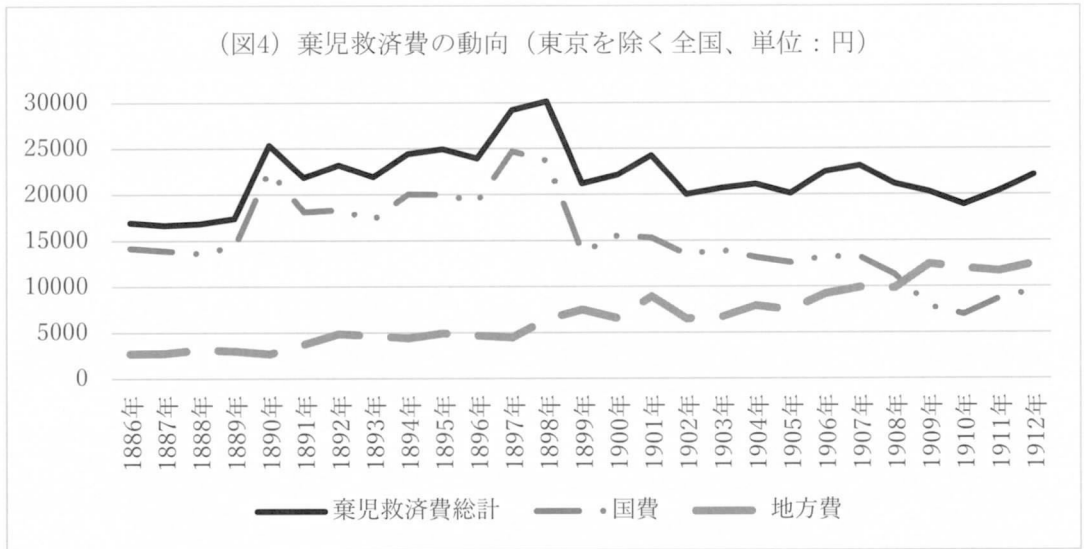
のが1900（明治33）年には10%を超え、1907（明治40）年には2割超と増え始め、1912（明治45）年には35%を超えるまでとなった。人数の点から棄児問題は次第に全国問題というよりは東京の問題になりつつあったのである。

ちなみに棄児の養育には、（図1）（図2）の図注でも記述したように、官費や地方費を受け取るケースと私費で賄われるケースがあったが、この点に関しても東京を除く全国と東京では大きな相違があった。（図3）を見ればその違いは明らかであろう。



（図3）によれば、東京を除く全国では私費救済は2割程度であったが、感化救済事業の影響が見られる1908（明治41）年頃から、その比率が上昇したことが判る。これは国の救済制限を受けて、民間が棄児救済の一部を肩代わりした表れであろう。ところが東京は1893（明治26）年頃から96（明治29）年頃までは多少の私費救済（2.5%から5%程度）が見られたが、基本的に棄児を自分の家庭に入れて育てる気風はなく、棄児を養護するのであれば公的資金を受け取るのが前提となっていたと看取できる。これらの差は、共同体的な相互扶助の有無の他に、子どもを労働力として活用したいと考える農村と必ずしもそうでなかった都市との差とも言えよう。

それでは次に棄児養育米給与方（国費）と府県等の地方費は全体でどれ位支給されたのであろうか。（図4）（図5）は全体の支給額の変化を表したものである。



(図注) ここで恤救規則(幼弱)の費用を掲載しなかったのは、『日本帝国統計年鑑』に幼弱等症状別の救助金が掲載されておらず、合計額のみ記載されていたためである。

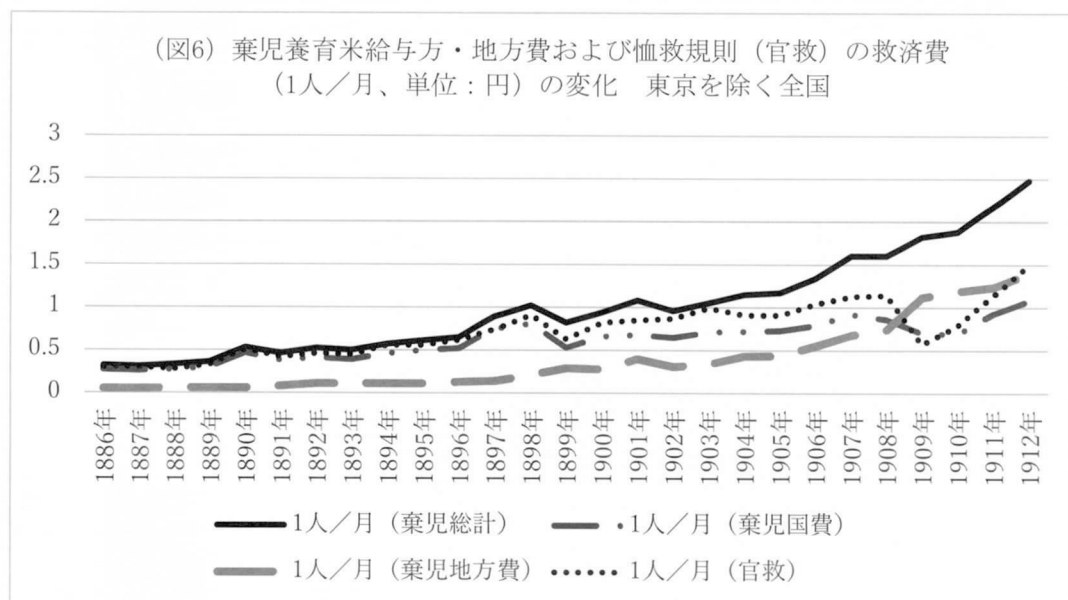
まず現在の私たちから見て驚くのは、棄児救済のために支給された金額の僅少ぶりで、現在の価値にして(1円=1~2万円程度)、多く見積もっても数億円程度に過ぎなかったことである。しかも東京を除く全国は棄児養育米給与方(国費)に依存する割合が高く、地方費の金額が国費を上回るようになったのは、国の救済制限主義が強調されるようになった感化救済事業実施以降の1909(明治42)年であった。それに

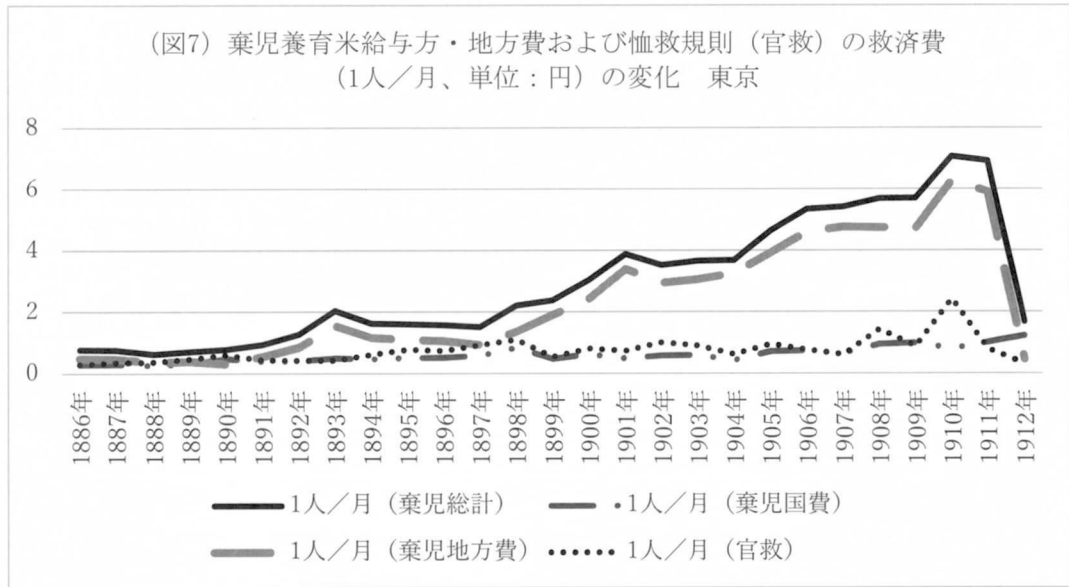
明治期における棄児・幼弱者たちの処遇と救済の実態

加え、東京以外の全国では、国費は1897（明治30）年（24708円）に、総額はその翌年にピークを迎え（国費23688円、地方費6447円、総計30135円）、以後総額は1万円台後半から2万円台前半で推移する始末であった。その一方で東京では1892（明治25）年から棄児養育米給与方（国費）より地方費が上回るようになり、国費が伸び悩んだのに対し、1903（明治36）年頃から地方費が急増し、最盛期の1910（明治43）年の総額は43782円（国費4872円、地方費38910円）となった。もっとも1912（明治45）年に一時的に激減するものの、その後もこうした状況が続き、いわば東京の棄児救済費用は、東京を除く全国を上回るほど突出した状況となったのである。

ただし留意すべきなのは、東京を除く全国では救済人数が急減したにもかかわらず、救済費は1900年代に2万円程度で推移したことである。これは救済を受けた場合はかつてより1人当たりの金額は増加し、生活向上につながったと考えられる（総花主義から重点主義へ）。また同時期の東京でも救済人員が増加しているにもかかわらず、同様の傾向が見られた。しかしこうした長期的な棄児の生活向上は、東京を除く全国および東京のどちらでも地方費増加によるものであって、国費では望めないものであった。

しからは棄児1人当たり月にどれ位の金額を受けていたのであろうか。そのトレンドを表したのが（図6）（図7）である。





(図注) 恤救規則（官救）は幼弱者の支給額でなく、廃疾・疾病・老衰も含んだ平均額である
(疾患別金額がないため)

(図6)(図7)から読み取れるのは、1人当たりの棄児救済額(国費+地方費)は長期的に上昇トレンドで、東京を除く全国では四半世紀の間に8倍、東京では10倍強程度まで上昇したことである⁵⁷。同時期の米価上昇率は前者で4.6倍、後者で3.9倍程度であったから⁵⁸、個別で見た場合の棄児救済の内容はどちらも向上していたと言えるが、やはり物価上昇率と給付額の上昇率を比較しても、東京の手厚さは目立つ。実際に絶対額(国費+地方費による棄児救済金額)を見ても、東京を除く全国では約四半世紀の間の平均支給額(1人/月)は1円程度であったが、東京は2.92円であった。つまり両者間では3倍程度の支給額の格差があったことが判るが、棄児養育米給与方(国費)の四半世紀の平均給付額(1人/月)は前者で0.61円、後者で0.51円であったから、大きな格差は専ら地方費補助によるものであった。無論、東京の方が物価高であったことからして、その分高くなるのは当然であるが、とは言え、米価の比較をすると、東京はそれ以外の地方と比較して1.5倍位高い程度に過ぎず⁵⁹、そ

⁵⁷ 東京を除く全国では、1887年に0.31円/月であったのが1912年には2.48円に、東京では1888年に0.62円/月であったが、ピーク時の1910年には7.06円/月となった。

⁵⁸ 大川一司編『長期経済統計8 物価』、東洋経済新報社、1967年、p.168の第12表 農産物物品目別価格、週刊朝日編『値段の明治大正昭和風俗史』(上)、朝日文庫、1987年、p.159の白米10キロ価格(東京)より計算。後述の表の米の値段はこれらに基づく。

⁵⁹ 注58と同じ。

明治期における棄児・幼弱者たちの処遇と救済の実態

れを勘案しても東京の棄児がそれ以外の地方の棄児と比べ優遇されていたことは推察できる。

そしてこれらの図からもうひとつ読み取るべき点は、恤救規則による官救の厳しさである。グラフからも判るように、恤救規則による給付額は棄児養育米給与方(国費)と変わらないか、少しばかり上回る程度に過ぎない。これが何故問題であるかと言えればこの官救の金額は図注でも述べたように、幼弱者のみならず、廃疾・疾病・老衰の成人を含んだ平均額であったからで、これは障害を持ち労働不能となり極貧に陥った者を国がまともに成人として扱っていなかったことを意味していた。要するに国家は元から救済を忌避していたが、その中では将来の労働力や兵士になることが期待できる棄児の救済を優先させていたと言えるのである。

そこで本稿では棄児養育米給与方(国費)＋地方費補助を受けた場合と恤救規則による官救を受けた場合、1日当たりどれ位の米を購入し、カロリーを得ることができたか、5年スパンではあるが概算を試みることにした。少し長くなるが、分析過程を明らかにすべく、表1から表6を参照されたい。

表1 東京を除く全国の状況(1人/月、単位:円)

	棄児(総計)	棄児(国費)	棄児(地方費)	官救	米の値段(10kg)
1887年	0.31	0.26	0.05	0.3	0.3
1892年	0.52	0.41	0.11	0.46	0.44
1897年	0.89	0.75	0.14	0.74	0.73
1902年	0.96	0.65	0.31	0.87	0.8
1907年	1.6	0.92	0.68	1.13	1.07
1912年	2.48	1.08	1.4	1.5	1.38

表2 東京の状況(1人/月、単位:円)

	棄児(総計)	棄児(国費)	棄児(地方費)	官救	米の値段(10kg)
1887年	0.75	0.29	0.46	0.35	0.46
1892年	1.26	0.41	0.85	0.42	0.67
1897年	1.5	0.57	0.93	0.92	1.12
1902年	3.52	0.58	2.94	1	1.19
1907年	5.41	0.65	4.76	0.61	1.56
1912年	1.67	1.22	0.45	0.3	1.78

表1と表2に基づき、購入可能な米量(月・日)を導き出すと、表3および表4のようになる。

表3 棄児養育米給与方(国費)および官救費用で購入可能な米量

(東京を除く全国、1か月は30.5日で計算)

	棄児費/月	棄児(国)/月	官救/月	棄児費/日	棄児(国)/日	官救/日
1887年	10.33 kg	8.67 kg	10 kg	338.69 g	284.26 g	327.87 g
1892年	11.82 kg	9.32 kg	10.45 kg	387.54 g	305.57 g	342.62 g
1897年	12.19 kg	10.27 kg	10.14 kg	399.67 g	336.72 g	332.46 g
1902年	12 kg	8.13 kg	10.88 kg	393.44 g	266.56g	356.72 g
1907年	14.95 kg	8.6 kg	10.56 kg	490.16g	281.97 g	346.23 g
1912年	17.98 kg	7.83 kg	10.87 kg	589.51g	256.72 g	356.39 g

表4 棄児養育米給与方(国費)および官救費用で購入可能な米量(東京、1か月は30.5日で計算)

	棄児費/月	棄児(官)/月	官救/月	棄児費/日	棄児(官)/日	官救/日
1887年	16.3 kg	6.3kg	7.61kg	534.42g	206.56g	249.51g
1892年	18.8 kg	6.12kg	6.27kg	616.39g	200.66g	205.57g
1897年	13.39 kg	5.09kg	8.21kg	439g	166.89g	269.18g
1902年	29.58kg	4.87kg	8.4kg	969.84g	159.67g	275.41g
1907年	34.68kg	4.17kg	3.91kg	1137g	136.72g	128.2g
1912年	9.38kg	6.85kg	1.69kg	307.54g	224.59g	55.41g

次に1日当たりの購入量を合に換算して、そこから摂取可能なカロリーを計算する。1合は米150gであるが、炊飯すると350gとなり、カロリーは約550kcalとなつて、その結果は表5と表6の通りになる。

明治期における棄児・幼弱者たちの処遇と救済の実態

表5 棄児養育米給与方（国費）および官救費用で摂取可能な1日1人当たりの米量およびカロリー摂取量（東京を除く全国、1か月は30.5日で計算）

	棄児費／日	棄児（国）／日	官救／日	棄児費／日	棄児（国）／日	官救／日
1887年	2.26合	1.9合	2.19合	1243kcal	1045kcal	1204.5kcal
1892年	2.58合	2.04合	2.28合	1419kcal	1122kcal	1254kcal
1897年	2.66合	2.24合	2.22合	1463kcal	1232kcal	1221kcal
1902年	2.62合	1.78合	2.38合	1441kcal	979kcal	1309kcal
1907年	3.26合	1.88合	2.31合	1793kcal	1034kcal	1270.5kcal
1912年	3.93合	1.71合	2.37合	2161.5kcal	940.5kcal	1303.5kcal

表6 棄児養育米給与方（国費）および官救費用で摂取可能な1日1人当たりの米量およびカロリー摂取量（東京、1か月は30.5日で計算）

	棄児費／日	棄児（国）／日	官救／日	棄児費／日	棄児（国）／日	官救／日
1887年	3.56合	1.38合	1.66合	1958kcal	759kcal	913kcal
1892年	4.11合	1.34合	1.37合	2260.5kcal	737kcal	753.5kcal
1897年	2.93合	1.11合	1.79合	1611.5kcal	610.5kcal	984.5kcal
1902年	6.47合	1.06合	1.84合	3558.5kcal	583kcal	1012kcal
1907年	7.58合	0.91合	0.85合	4189kcal	500.3kcal	467.5kcal
1912年	2.05合	1.5合	0.37合	1127.5kcal	825kcal	203.5kcal

なお、上記の表を見ても恤救規則の官救における救済制限主義は相当顕著であったことが判るが、とは言え、恤救規則には下記のように支給量が定められていた。

- 一 極貧ノ者獨身ニテ癆疾ニ罹リ産業ヲ營ム能ハサル者ニハ一年米壹石八斗ノ積ヲ以テ給與スヘシ
但獨身ニ非スト雖トモ餘ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身癆疾ニ罹リ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給與スヘシ
- 一 同獨身ニテ七十年以上ノ者重病或ハ老衰シテ産業ヲ營ム能ハサル者ニハ一年米壹石八斗ノ積ヲ以テ給與スヘシ
但獨身ニ非スト雖トモ餘ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身重病或ハ老衰シテ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給與スヘシ
- 一 同獨身ニテ疾病ニ罹リ産業ヲ營ム能ハサル者ニハ一日米男八三合女八二合ノ割ヲ以テ給與スヘシ

但獨身ニ非スト雖トモ餘ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身病ニ罹リ窮迫ノ者ハ
本文ニ準シ給與スヘシ

一 同獨身ニテ十三年以下ノ者ニハ一ケ年米七斗ノ積ヲ以給與スヘシ

但獨身ニ非スト雖トモ餘ノ家人七十年以上十五年以下ニテ其身窮迫ノ者ハ本文ニ準
シ給與スヘシ

一 救助米ハ該地前月ノ下米相場ヲ以テ石代下ケ渡スヘキ事 (太字傍線筆者)

端的に言えば、この規則では廃疾と老衰は1日換算で4.93合、疾病は男性3合・女性2合(後述の計算上は2.5合とする)、幼弱は1.92合を満たすだけの現金給付が定められていた訳であるが、上記表を見ても恤救規則に基づく現実の給付はこのルールを守った支給金額(米量)になっていなかったことが判る。

それでは仮にルールが守られていたならば、どれ位の支給がなされるべきであったのか。表7と表8に基づき、廃疾・老衰・疾病・幼弱の人数割合から1人当たりの合数を割り出した結果は下記の通りであるが、現実を受けられたと思われる米支給量は東京以外の全国でも規定支給量の64.15%、東京に至っては38.54%(いずれも四半世紀の平均)に留まっていたことが浮かび上がった。このことは、当時、家や社会に何らかの貢献できなくなったうえに極貧に陥った者は、地方費補助がなければ座して死を待つしかない状況に追い込まれたことを意味すると同時に、国が恤救規則について条文に基づく形で適用するどころか、適用した場合でも不当な金額制限を行っていたことを示すと言えよう。先行研究では恤救規則の適用自体が相当制限されたことは度々指摘されてきたが、適用されたとしても支給金額制限(それ故の米支給量の減少)が恣意的に行われ、国自らが違法性ある行為をしていたことは指摘されてこなかった点である。

表7 恤救規則の適用人数(東京以外の全国、年末現員、単位:人、%)

	廃疾(a)	老衰(b)	疾病(c)	幼弱(d)	合計(e)	(a)/(e)	(b)/(e)	(c)/(e)	(d)/(e)
1887年	2404	2830	5033	4844	15111	15.91	18.73	33.31	32.06
1892年	2860	4010	6759	4767	18396	15.55	21.8	36.74	25.91
1897年	2548	4114	6385	2846	15893	16.03	25.89	40.17	17.91
1902年	2404	3830	5740	1962	13936	17.25	27.48	41.19	14.08
1907年	2246	3580	5341	1787	12954	17.34	27.63	41.23	13.8
1912年	656	525	866	188	2235	29.35	23.49	38.75	8.41

明治期における棄児・幼弱者たちの処遇と救済の実態

表 8 恤救規則の適用人数（東京、年末現員、単位：人、％）

	廃疾 (a)	老衰 (b)	疾病 (c)	幼弱 (d)	合計 (e)	(a)/(e)	(b)/(e)	(c)/(e)	(d)/(e)
1887 年	53	6	0	29	88	60.23	6.82	0	32.95
1892 年	67	19	0	64	150	44.67	12.67	0	42.67
1897 年	58	12	26	51	147	39.46	8.16	17.69	34.69
1902 年	42	13	65	47	167	25.15	7.78	38.92	28.14
1907 年	16	6	28	56	106	15.09	5.66	26.42	52.83
1912 年	20	16	29	102	167	11.98	9.58	17.37	61.08

恤救規則が規則通り実施されていた場合の 1 人当たり 1 日の米合数（試算、東京を除く全国）

$$1887 \text{ 年 } 15.91 \times 4.93 + 18.73 \times 4.93 + 33.31 \times 2.5 + 32.06 \times 1.92 / 100 = 3.16 \text{ 合}$$

（現実は 2.19 合、69.3%分の支給）

$$1892 \text{ 年 } 15.55 \times 4.93 + 21.8 \times 4.93 + 36.74 \times 2.5 + 25.91 \times 1.92 / 100 = 3.26 \text{ 合}$$

（同上 2.28 合、69.9%分の支給）

$$1897 \text{ 年 } 16.03 \times 4.93 + 25.89 \times 4.93 + 40.17 \times 2.5 + 17.91 \times 1.92 / 100 = 3.41 \text{ 合}$$

（同上 2.22 合、65.1%分の支給）

$$1902 \text{ 年 } 17.25 \times 4.93 + 27.48 \times 4.93 + 41.19 \times 2.5 + 14.08 \times 1.92 / 100 = 3.5 \text{ 合}$$

（同上 2.38 合、68%分の支給）

$$1907 \text{ 年 } 17.34 \times 4.93 + 27.63 \times 4.93 + 41.23 \times 2.5 + 13.8 \times 1.92 / 100 = 3.51 \text{ 合}$$

（同上 2.31 合、65.8%分の支給）

$$1912 \text{ 年 } 29.35 \times 4.93 + 23.49 \times 4.93 + 38.75 \times 2.5 + 8.41 \times 1.92 / 100 = 3.74 \text{ 合}$$

（同上 1.75 合、46.8%分の支給）

恤救規則が規則通り実施されていた場合の 1 人当たり 1 日の米合数（試算、東京）

$$1887 \text{ 年 } 60.23 \times 4.93 + 6.82 \times 4.93 + 0 + 32.95 \times 1.92 / 100 = 3.94 \text{ 合}$$

（現実は 1.66 合、42.13%分の支給）

$$1892 \text{ 年 } 44.67 \times 4.93 + 12.67 \times 4.93 + 0 + 42.67 \times 1.92 / 100 = 3.65 \text{ 合}$$

（同上 1.37 合、37.53%分の支給）

$$1897 \text{ 年 } 39.46 \times 4.93 + 8.16 \times 4.93 + 17.69 \times 2.5 + 34.69 \times 1.92 / 100 = 3.46 \text{ 合}$$

（同上 1.79 合、47.6%分の支給）

$$1902 \text{ 年 } 25.15 \times 4.93 + 7.78 \times 4.93 + 38.92 \times 2.5 + 28.14 \times 1.92 / 100 = 3.14 \text{ 合}$$

(同上 1.84 合、58.6%分の支給)

1907年 $15.09 \times 4.93 + 5.66 \times 4.93 + 26.42 \times 2.5 + 52.83 \times 1.92 / 100 = 2.7$ 合

(同上 0.85 合、31.5%分の支給)

1912年 $11.98 \times 4.93 + 9.58 \times 4.93 + 17.37 \times 2.5 + 61.08 \times 1.92 / 100 = 2.67$ 合

(同上 0.37 合、13.9%分の支給)

もっとも支給額制限は棄児養育米給与方(国費)でもある程度行われていたと考えられ、それは棄児養育米給与方だけでは最低生活基準を満たせなかったことからして明らかであるが、恤救規則ほどの制限でなかったことは上記表でも看取できる。しかも地方費を合わせた棄児救済費総額で見れば、東京を除く全国でも1900年代以降は最低生活基準にはなりつつあった。1888~92年の国民1人当たりカロリー摂取量(男子20~29歳)は1833kcal、1893~97年は1883kcal、1898~1902年は1948kcal、1903~1907年は2014kcal、1908~12年は2128kcalであったことを勘案した場合⁶⁰、東京以外の全国でも東京でも棄児救済は貧困救済よりは手厚かったと言って良いであろう。ただし厳しい肉体労働に従事する羽目になったり、育ち盛りの子ども、特に男子には、恤救規則より恵まれた棄児救済費総額であっても十分とは言えなかったと考えられる。

他方で東京では1900年代に地方費による棄児救済費の充実を図ったこともあり、カロリー計算からして過剰なほどの数値が出ているが、これは食料以外の消費の充実も念頭にあった可能性はある。しかし公的な養育米を支給しない限り養家が出てこなかった状況から推測するに、養家が金銭目的で棄児を引取り、過剰な請求を行政にしていたことも考えられる。ただ重要なのはそれだけの要求に東京は応えるだけの財政力があり、全国の視点から見れば、やはり金銭的に東京の棄児は優遇されていたことは否定できないという点である。裏返せば、特に東京では、恤救規則レベルあるいはそれに近い貧困者は児童を遺棄した方が子どもの救済には有利に働いたとも言える訳で一見つかれば犯罪扱いで監獄行きであるが、監獄に行けば逆に成人側も生活面で救われることにもなったと考えられる一、これも東京でなかなか棄児問題が公的に解決しなかった一因かも知れない。

⁶⁰ 篠原三代平編『長期経済統計6 個人消費支出』東洋経済新報社、1967年、p.18。

おわりに

今回は現代の子ども問題の原点を意識しつつ、明治期における家族からの養護が受けられない子どもたちの問題を不十分ながらも扱った。そして彼らが成人からどう扱われたのか、偏見と如何に向き合おうとしたかに触れ、偏見の一因となった移動の視点から、地方と東京の救済格差についても具体的分析をした次第である。東京とそれ以外の地方格差の実態を数値的に明白にしつつ、棄児や恤救規則適用者がどれだけ食したか、また両者間の処遇格差や恤救規則の違法的適用についてもある程度実証できたと考えているが、他方である種の限界も痛感している。

第一に 1911（明治 44）年を過ぎた頃から東京育成園も上毛孤児院も月報から子どもたちの姿が殆ど見えなくなり、新入院児に関する記事も名前や年齢、出身地が書かれている程度になってしまったことである。これはこれらの施設への社会的需要が高まり、組織的にも発展に向かった一方、日露戦後も続いた経済苦境の中で救済当事者たちが寄付や施設新設に奔走せざるをえなくなったことと関係していると思われるが、その結果、明治末頃に救済を受けていた彼らの心情等が汲み取れないもどかしさが残ってしまった。恐らく民間施設における救済のあり様もこの頃から変化したのではないかと憶測するが、これについては今後の課題としたい。

次に統計分析においても気になる点が残っている。それは『日本帝国統計年鑑』が示したように、本当に棄児は全国的に長期的スパンで減少したのかということである。確かに東京では、東京都公文書館に残された棄児関連の公文書数を見ても、1880～1909 年は 1300 冊あるのに対し、1910～1939 年は 21 冊に留まることからしても、減少傾向をある程度傍証していると言えるが、今回取り上げなかった大阪は、『日本帝国統計年鑑』の棄児関連統計では東京と比較にならないほど僅少とは言え、大正期から昭和期にかけて棄児に関する資料がまとまった形で残されており⁶¹、戦間期もかなりの数の棄児対応に行政が追われていたことが窺われるからである。市や府県が地方費対応した棄児について実は国への報告漏れがあったのではないかと、疑問は残されたままである。

以上のようにまだ究明しなければならない問題は山積しているが、少なくとも本稿

⁶¹ 2017 年 5 月から 8 月にかけて大阪市公文書館で筆者が行った調査では、数センチの厚さがある棄児救護原簿が数冊見つかった。対象地域は大阪市の旧区と編入区（1925 年に第二次市域拡張）であったが、そこには棄児の遺棄された時の状況、何処に引き取られたか（主として博愛社等の施設）、健康状態、いつ養育米を止めたか、最近の消息等が詳細に書かれていたが、厚さと量から考えると記録された棄児の数は少なくとも数千人単位のレベルではないかと思われる。

では明治の児童救済問題を通して、国家が社会的弱者を放擲し続けたこと、日本人が官（行政）でもなく私（家族・親族）でもない、民（公とも言われる）の空間において自分の利害関係を超えた救済を忌避していたことを明らかにしたつもりである。そしてその一因には在来宗教の世俗化とそれに伴う宗教心の希薄さがあり、故にキリスト教団体がこの時代の児童・貧困救済の先駆となったと言えよう。

しかし救済の地方間格差もあって、これらの団体に収容された被救済児は自分の意思とほぼ関係なく住み慣れた土地から引き離されたことも多かった訳で、かつ子どもの移動の際には送出側と引取側の間で荷物の受渡のようなやり取りが見られたほどであった⁶²。ここには子どもを救済しようとする善意は見られるものの、子どもを一個人として尊重する発想はなかったと言わざるをえず、いわば明治日本では子どもの人権という発想が救済当事者ですら希薄であったと看取されるのである。

あれから1世紀以上を経た現在、社会保障は整備され、時代は大きく変わったように見える。しかし今なお、自分の利害関係を超えた社会的連帯を意識せず、身近な相互扶助の中にも見返りを期待しがちな日本人の気質は引き継がれたままであるし、子どもの権利性への意識の希薄さも同様である。それだけに過去の話は決して過去に留まらず、未だに私たちに大きな社会的問いかけをし続けているのである。

【付記】

本稿は JSPS 科学研究補助費 JP19K00961（基盤研究（C）「子どもの命と人権に関する地域史研究—近世・近代・現代社会の連続面と断絶面を考える」、研究代表者：大杉由香）と関連する研究成果の一部である。

⁶² 『上毛孤児院月報』57号、1903年10月（前掲『編集復刻版 上毛孤児院関係資料集成』第2巻、p.87に所収）によれば、同院に単身で送致された子どもには木札が付けられ、表には「上毛孤児院送り」裏には「憫然の者に候間可及的便宜を御与へ被下度候」とあった。この記事には上毛孤児院ではこのような荷物的送付は初めてであると記述されていたが、岡山孤児院では北海道からこうした形で送られてきたケースがあったとしている。また同様のケースは『東京孤児院月報』58号、1904年12月（前掲『復刻版 東京孤児院月報』第2巻、pp.162-3に所収）にもあり、静岡の鈴川駅から汽車に乗せられてやってきた子ども（10歳男児）の首には白木綿の袋がかけられており、その表には「薄命の孤児 院所在地 東京市赤坂区青山南町六丁目百五番地 東京孤児院行 博愛義侠の士に訴ふ 不幸薄命なる此の児童の上に一滴同情の涙を注かれ新橋停車場迄無事に到着するを得せしめよ 着橋の上は東京孤児院に收容せらるゝ筈なれば 有志謹言」、裏には「明治三十七年十一月廿二日午後十一時五十分富士の南麓天間の里平民床に於て調製」と書かれていた。